

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく
輸出証明書の発行及び適合施設の認定に係る審査基準

令和7年2月28日
広島県農林水産局水産課

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「法」という。）第15条第2項の輸出証明書（衛生証明書に係るものに限る）の発行については、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第5条第1項及び農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（以下「手続規程」という。）第1条第2項第1号の規定に基づき審査する。

また、法第17条第2項の適合施設の認定については、施行規則第18条第1項及び手続規程第3条第2項第1号の規定に基づき審査する。

なお、輸出証明書の発行及び適合施設の認定に係る審査基準については、手続規程別表2に記載の別紙（輸出先国別の要綱等）に定められているところとする。

ただし、輸出者が活かきの輸出を目的として衛生証明書の発行を申請する場合は、かきによる衛生上の危害を未然に防止し、広島かきの衛生を確保するため、次の書類の提出を求めることとする。

- (1) 輸出しようとするかきを処理する施設（以下「作業場」という。）が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条に基づく営業許可を有していることを証明する書類の写し※₁
- (2) 輸出しようとするかきの水揚げ日又はその直前に行った検査において、生食用かきの成分規格を満足していることを証明する書類の写し※₂
- (3) 輸出しようとするかきの水揚げ日又はその直前に行ったノロウイルスの検査結果※₃

※₁：初回輸出時、許可更新時及び変更があった場合のみに添付すること。

※₂：輸出しようとするシーズンの生食用かき取扱施設確認済証（夏期においては、夏期生食用殻付きかき取扱施設確認済証）の写しに代えることができる。

※₃：生産者団体が実施した対象生産海域のノロウイルスの自主検査結果の写しに代えることができる。